

乳幼児一時預かり業務に関するプロポーザル方式募集要領

1 当該委託等の目的、概要

(1) 目的

乳幼児一時預かり事業は、保護者が一時的に家庭での保育が困難となる場合に、当該保護者の児童を一時的に預かり、保育を実施するもので、事業ができる専用スペースを確保し、その運営を事業者委託して実施する。

事業を実施することにより、地域子育て支援を推進するとともに子育て家庭の負担感を軽減し、ゆとりある子育てを支援するため、安全かつ質の高いサービスの提供と安定的な事業運営を実現できる事業者をプロポーザル（提案）方式で公募により選定するもの。

(2) 業務内容

柏市乳幼児一時預かり事業委託に係る仕様書のとおり

(3) 予定契約期間

令和8年4月1日（水）から令和10年3月31日（金）まで

(4) 予定金額（上限金額）

54,800,000円（24か月総額）

ア 1年あたりの委託料は、27,400,000円を上限とする。

イ 年度間の流用は認めない。

ウ 契約期間について、債務負担行為を設定済み。

エ 本事業は、社会福祉法上の第二種社会福祉事業であり、契約に当たり消費税は非課税となる。

(5) 業務実施場所

柏市柏4-9-7 子ども・子育て支援複合施設 TeToTe 1階 はぐはぐポケット中央内

2 参加資格

参加資格を有する者は、公募開始日から契約締結の日までにおいて、次の要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと

(3) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除を受けていないこと

(4) 法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税を完納していること

(5) 柏市を含む地方公共団体において、現在も事業を運営しており、公募時点で過去5年以内において3年以上の一時預かり事業（児童福祉法第6条の3第7項）の受託実績（履行中を含む）があること

3 全体スケジュール

内容	期日
公募開始	令和7年10月6日（月）
参加意思表明書受付締切	令和7年10月14日（火）
参加資格要件確認結果通知	令和7年10月17日（金）
質疑書の締切	令和7年10月24日（金）
質疑書に対する回答	令和7年11月5日（水）
提案書等の提出締切	令和7年11月18日（火）
プレゼンテーション(審査)	令和7年11月25日（火）
プロポーザル方式結果通知	令和7年11月27日（木）
契約日（予定）	令和8年1月下旬

※各実施日は特段の事情が生じた場合は変更することがある

4 配布資料

配布資料は次の資料とし、柏市ホームページに掲載する。

- (1) 本事業に係るプロポーザル募集要領
- (2) 各種様式1～6
 - ア 参加意思表明書（様式1）
 - イ 辞退届（様式2）
 - ウ 質疑書（様式3）
 - エ 業務実施体制（様式4）
 - オ 企画提案書（様式5）
 - カ 暴力団排除に関する誓約書（様式6）
- (3) 仕様書（案）及び別添1～3
 - ア 平面図（別添1）
 - イ 貸与備品・玩具一覧（別添2）
 - ウ 個人情報保護に関する安全管理措置の実施状況通知（別添3）
- (4) 本事業に係る審査評価基準

5 参加意思表明について

- (1) 期限
 - ア 持参の場合
令和7年10月14日（火） 午後5時まで
 - イ 郵送の場合
令和7年10月14日（火） 必着
- (2) 提出書類
 - ア 参加意思表明書（様式1）
 - イ 暴力団排除に係る誓約書（様式6）
 - ウ 法人の事業概要がわかる会社案内等の資料（自由様式）
 - エ 法人の定款及び規約等
 - オ 法人役員名簿
 - カ 法人税等並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

※本店所在地及び柏市において、地方税（県税、市長村税）、法人税、消費税及び地方消費税の未納が無い事を証する証明書（法人以外の団体は、その代表者が地方税、所得税、消費税及び地方消費税の未納が無い事を証する証明書で三か月以内に発行されたもの。写しで可）ただし、納税に係る申告が必要ない場合や、本店または支店等

の所在及び市において地方税，法人税，消費税及び地方消費税の課税が必要ない場合については，証明書の添付は不要とする。

キ 当該法人の登記事項証明書（全部事項証明書）

ク 直近３事業年度の事業報告書 ※２（５）の業務実績が確認できるもの

(3) 提出先及び提出方法

ア 持参の場合

こども部子育て支援課（別館３階）

イ 郵送の場合

子育て支援課宛に送付すること

(4) 部数

各１部

(5) 参加資格審査結果

令和７年１０月１７日（金）までに審査結果を電子メール等で通知する。

6 質疑について

(1) 質疑方法

ア 質疑書（様式３）を電子メールで事務局あてに送付すること

イ メールの件名は【乳幼児一時預かり事業委託】と明記すること。

メール送付先：kosodateshien@city.kashiwa.chiba.jp

ウ 提出後に，子育て支援課に電話し電子メールの到着確認をすること。

エ 質疑については，参加資格審査結果を通知した事業者に限り受付ける。

オ 評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・選定委員等）についての質問は受付けない。

カ 電話及び窓口訪問による口頭での質疑は受付けない。

(2) 質疑期限

令和７年１０月２４日（金）午後５時まで

(3) 回答方法

令和７年１１月５日（水）までに市ホームページに掲載する。

7 辞退について

参加意思表明書の提出後，本プロポーザル方式を辞退する時は，辞退届（様式２）を令和７年１１月１８日（火）午後５時までに持参又は郵送により提出すること。

8 提案書の作成と提出

(1) 提案内容

企画提案書（様式５）の各設問について記入すること。なお，回答欄の幅については調整しても良いが，以下の体裁は，必ず整えること。

ア 各設問の下部に枠を設け，枠内に回答を記入すること。

イ 用紙サイズはＡ４版で作成し，１部ずつファイルに閉じること。

ウ ファイルの表紙及び背表紙に事業者名及び正本または副本の別を記載すること。

エ ページの向きは縦とすること。

オ 使用する文字の大きさは，１０ポイント以上とすること。

カ 別添資料の添付は不可とすること。

キ カラー刷り，写真，絵，図及び表等の挿入は可とすること。

ク ページ番号を付すこと。

(2) 提出書類

- ア 業務実施体制（様式4）
- イ 企画提案書（様式5）

(3) 部数

- 8部（正本1部 副本7部）
- ※それぞれ製本（ファイル等で綴じる）する。

(4) 期限

- ア 持参の場合
令和7年11月18日（火） 午後5時まで
- イ 郵送の場合
令和7年11月18日（火） 必着

(5) 提出先及び提出方法

- ア 持参の場合
こども部子育て支援課（別館3階）
- イ 郵送の場合
子育て支援課宛に送付すること

9 参考見積書の提出

参考見積書及び内訳書を単年度毎に作成し，支出する費目及び金額を記載した内訳明細書を提出すること。

(1) 部数

- 見積書及び内訳書 各8部（正本1部 副本7部）

(2) 上限金額

- 本要領1(4)に記載の 予定金額（上限金額）を越えないこと。

(3) 内訳書について

- 以下の項目（を含むもの）とする。

- ア 見積額（契約期間の総額）
- イ 見積額（令和8年度・令和9年度分）
※物価・賃金上昇率を加味して各年度ごとに作成したもの

(4) 提出方法

- 提案書と合わせて期限までに提出を行うこと。

10 プレゼンテーション

提出書類を基に，柏市プロポーザル方式選定委員会（柏市乳幼児一時預かり事業委託）（以下「選定委員会」という）の委員が評価を行うため，プレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施し総合的に判断する。

(1) 日付

- 令和7年11月25日（火）
- ※実施時刻については，参加資格審査後，電子メールにより個別に通知する。

(2) 場所

- 柏市役所 分室1 第1会議室

(3) 実施時間

- 企画提案書の内容について30分以内でプレゼンテーションを行うこと。また，ヒアリングに要する時間は20分程度とし，全体で1事業者50分程度とする。

(4) 人数

- 当日の出席者は3人以内とする。なお，主たる説明員は受託した場合の担当者とする。

(5) 貸出物品

プレゼンテーションの方法は問わないが、パワーポイント等を使用する場合は、プロジェクター（接続ケーブル含む）及びスクリーン、延長コードは市が用意する。パソコン（電源コード含む）は事業者が用意すること。また、当日の追加資料の配布は認めない。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

1 1 審査基準

別紙「一時預かり業務に関するプロポーザル方式審査基準」を参照すること。

1 2 審査方法及び選定方法

本事業に係る審査評価基準に基づき選定委員会が評価を行い、各委員の評点数の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。なお、2者以上が同一評価で最高位になった場合は、選定委員会の協議により選定する。提案者が1者のみの場合も審査を実施する。

1 3 プロポーザル方式結果通知

審査結果については、決定後速やかに文書で通知する。なお、選考の理由、結果に対する問い合わせ、異議等については応じない。

1 4 結果公表

柏市ホームページに審査結果を公表する。

1 5 契約手続き

委託契約は、仕様書（案）を基に選定事業者の提案内容を盛り込み、協議の上、契約書及び仕様書を作成し、見積合わせをおこない、一者随意契約により締結する。また、最優秀提案者と契約を締結できない場合は、次順位提案者（第二優先交渉権者）と交渉を行う場合がある。

1 6 その他留意事項

- (1) 参加表明及び企画提案等に要する費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。なお、提出書類は本件プロポーザル以外の目的では使用しない。
- (3) 提出期限以降における提案書類等の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 下記のいずれかに該当する場合は提案を無効とする。
 - ア 複数の提案をしたもの
 - イ 虚偽の記載をしたもの
 - ウ 談合等の不正行為があったとき
 - エ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合
 - オ 上限金額を超えた見積書を提出した場合
- (5) 提出書類等は、柏市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として開示する場合がある。
- (6) 審査において、市が定める評価基準を上回らない場合は、契約をしないことがある。
- (7) 審査の際、最優秀提案者として適当でないと認められる場合には、最優秀提案者として選定しないことがある。
- (8) 辞退をした場合も今後の入札等において不利な扱いをすることはない。

- (9) 窓口での受付は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の9時から17時までとする。
- (10) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 本業務の全部又は発注者が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。主たる部分のほかに、仕様書等において指定した部分がある場合においても同様とする。

17 事務局

(1) 担当部署

こども部子育て支援課 担当 坂本・神野・橋本

(2) 連絡先

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号

電話番号：04-7168-1034（直通）

Eメールアドレス：kosodateshien@city.kashiwa.chiba.jp